

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険資格・給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香美町は、国民健康保険資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

香美町長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格・給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、資格確認書や資格情報通知書、限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、各種申請、通知による療養費等の給付、各種申請、届出、申出、通知等に関する事務(受付、発送等)、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の保健事業に関すること</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行うにあたり、以下の事務において、特定個人情報ファイルを保有する。 ①医療保険者等向け中間サーバー等において加入者等の資格履歴情報の管理及び資格情報等の提供 ②被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐づけるための機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供</p>
③システムの名称	TopicsNEO 国民健康保険システム 国保事務処理標準システム 番号連携サーバ 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表の第44の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) : (69,70項) (情報提供の根拠) : (1, 2, 3, 5, 6, 13, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 70, 71, 83, 87, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173項) ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 ・番号法附則第6条第4項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香美町 総務課 〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1 Tel:0796-36-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香美町 総務課 〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1 Tel:0796-36-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	操作可能な者を最小限に限定し、端末・システム利用時に静脈認証を実施している。また、人事異動の際には直ちに操作権限を修正し、不正なログイン等がないよう徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目(1. 対象者人数及び2. 取扱者数)	1,000人以上1万人未満 平成27年1月1日時点	1,000人以上1万人未満 平成28年4月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられていない
平成28年12月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、各種申請、通知による療養費等の給付、各種申請、届出、申出、通知等に関する事務(受付、発送等)、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、各種申請、通知による療養費等の給付、各種申請、届出、申出、通知等に関する事務(受付、発送等)、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の保健事業に関すること	事前	
平成28年12月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	TopicsNEO 国民健康保険システム 番号連携サーバ 中間サーバ	TopicsNEO 国民健康保険システム 番号連携サーバ 中間サーバ 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	
平成28年12月13日	3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項、別表第一の第30の項 ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・番号法第9条第1項、別表第一の第30の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事前	
平成28年12月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :(42,43,44項)	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :(27,42,43,44項)	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署)	健康課長 古家亮	健康課長	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目(1. 対象者人数)	平成28年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目(2. 取扱者数)	平成28年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	【様式変更に伴う記載内容の追加】	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和2年5月1日	IIしきい値判断項目(1. 対象者人数及び2. 取扱者数)	1,000人以上1万人未満 平成28年4月1日時点	1,000人以上1万人未満 令和2年5月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和2年6月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、各種申請、通知による療養費等の給付、各種申請、届出、申出、通知等に関する事務(受付、発送等)、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の保健事業に関すること	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、各種申請、通知による療養費等の給付、各種申請、届出、申出、通知等に関する事務(受付、発送等)、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の保健事業に関すること <オンライン資格確認の準備業務> オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行うに当たり、以下の事務において、特定個人情報ファイルを保有する。 ①医療保険者等向け中間サーバ等において加入者等の資格履歴情報の管理及び資格情報等の提供 ②被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐づけるための機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供	事前	
令和2年6月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	TopicsNEO 国民健康保険システム 番号連携サーバ 中間サーバ	TopicsNEO 国民健康保険システム 番号連携サーバ 中間サーバ 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバ等	事前	
令和2年6月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :(27,42,43,44項)	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) (別表第二における情報提供の根拠) :(1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,45,46,58,62,80,87,93,97,106項) ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 ・番号法附則第6条第4項	事前	
令和2年6月15日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	「○」委託しない	「」委託しない [十分である]	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令の根拠)	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :(27,42,43,44項) (別表第二における情報提供の根拠) :(1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,45,46,58,62,80,87,93,97,106項) ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 ・番号法附則第6条第4項	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) (別表第二における情報提供の根拠) (別表第二における情報提供の根拠) :(1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,45,46,58,62,80,87,93,97,106項) ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 ・番号法附則第6条第4項	事後	番号法改正に伴う変更
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目(1. 対象者人数)	令和1年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目(2. 取扱者数)	令和1年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要)	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、各種申請、通知による療養費等の給付、各種申請、届出、申出、通知等に関する事務(受付、発送等)、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の保健事業に関すること <オンライン資格確認の準備業務> オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行うにあたり、以下の事務において、特定個人情報ファイルを保有する。 ①医療保険者等向け中間サーバー等において加入者等の資格履歴情報の管理及び資格情報等の提供 ②被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐づけるための機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、資格確認書や資格情報通知書、限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、各種申請、通知による療養費等の給付、各種申請、届出、申出、通知等に関する事務(受付、発送等)、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の保健事業に関すること <オンライン資格確認の準備業務> オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行うにあたり、以下の事務において、特定個人情報ファイルを保有する。 ①医療保険者等向け中間サーバー等において加入者等の資格履歴情報の管理及び資格情報等の提供 ②被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐づけるための機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称)	TopicsNEO 国民健康保険システム 番号連携サーバ 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	TopicsNEO 国民健康保険システム 国保事務処理標準システム 番号連携サーバ 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和7年2月28日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項、別表第一の第30の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・番号法第9条第1項、別表の第44の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年2月28日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠)	・番号法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠) ：(27,42,43,44項) (別表第二における情報提供の根拠) ： (1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,45,46,58,62,80,87,93,97,106項) ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 ・番号法附則第6条第4項	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報照会の根拠) ：(69,70項) (情報提供の根拠) ： ：(1,2,3,5,6,13,27,38,42,48,56,65,69,70,71,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173項) ・国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 ・番号法附則第6条第4項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年2月28日	II しい値判断項目(1. 対象人数)	令和3年9月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年2月28日	II しい値判断項目(2. 取扱者数)	令和3年9月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年2月28日	IV リスク対策(8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)	-	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年2月28日	IV リスク対策(8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か判断の根拠)	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年2月28日	IV リスク対策(11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策)	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年2月28日	IV リスク対策(11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】)	-	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年2月28日	IV リスク対策(11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】判断の根拠)	-	操作可能な者を最小限に限定し、端末・システム利用時に静脈認証を実施している。また、人事異動の際には直ちに操作権限を修正し、不正なログイン等がないよう徹底している。	事後	様式変更に伴う項目追加